

令和3年度 津市地域防災計画（震災対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新																								
1	5	表中	<p>第1編 総則 第2章 防災関係機関 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 地方公共団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市</td> <td>(1)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td>(7) <u>消防団及び自主防災組織等の育成及び強化</u></td> </tr> <tr> <td>(8)～(9) (略)</td> </tr> <tr> <td>(10) 地域住民に対する<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市消防</td> <td>(1)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	市	(1)～(6) (略)	(7) <u>消防団及び自主防災組織等の育成及び強化</u>	(8)～(9) (略)	(10) 地域住民に対する <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)</u>	市消防	(1)～(4) (略)	(新設)	(略)		<p>第1編 総則 第2章 防災関係機関 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 地方公共団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市</td> <td>(1)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td>(7) <u>自主防災組織等の育成及び強化</u></td> </tr> <tr> <td>(8)～(9) (略)</td> </tr> <tr> <td>(10) 地域住民に対する<u>避難情報の発令</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市消防</td> <td>(1)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(5) 消防団及び自主防災組織の育成及び強化</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	市	(1)～(6) (略)	(7) <u>自主防災組織等の育成及び強化</u>	(8)～(9) (略)	(10) 地域住民に対する <u>避難情報の発令</u>	市消防	(1)～(4) (略)	<u>(5) 消防団及び自主防災組織の育成及び強化</u>	(略)	
機関名	処理すべき事務又は業務																											
市	(1)～(6) (略)																											
	(7) <u>消防団及び自主防災組織等の育成及び強化</u>																											
	(8)～(9) (略)																											
	(10) 地域住民に対する <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)</u>																											
市消防	(1)～(4) (略)																											
	(新設)																											
(略)																												
機関名	処理すべき事務又は業務																											
市	(1)～(6) (略)																											
	(7) <u>自主防災組織等の育成及び強化</u>																											
	(8)～(9) (略)																											
	(10) 地域住民に対する <u>避難情報の発令</u>																											
市消防	(1)～(4) (略)																											
	<u>(5) 消防団及び自主防災組織の育成及び強化</u>																											
(略)																												
2	40	17	<p>第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の育成 第2節 防災訓練の実施 2 防災訓練の実施 (1) (略) (2) 訓練の種類 ア (略) イ 市及び市内防災関係機関が主体（危機管理部、消防本部） (ア)～(エ) (略) (オ) <u>避難訓練（津波・避難の三類型）</u> 津波に対して迅速に対応するため、津波避難訓練を</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の育成 第2節 防災訓練の実施 2 防災訓練の実施 (1) (略) (2) 訓練の種類 ア (略) イ 市及び市内防災関係機関が主体（危機管理部、消防本部） (ア)～(エ) (略) (オ) 避難訓練 津波に対して迅速に対応するため、津波避難訓練を</p>																								

No.	頁	行	旧	新
			<p>実施します。  <u>新たに設けた避難の三類型</u>を考慮した避難訓練を実施します。                      (カ)(キ) (略)                      ウエ (略)</p>	<p>実施します。  <u>市が発令する避難情報</u>を考慮した避難訓練を実施します。                      (カ)(キ) (略)                      ウエ (略)</p>
3	50	27	<p>第7節 災害時における要配慮者への対策                      2 避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）                      (1)(2) (略)                      (3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理                      (略)                      ア～エ (略)                      オ 避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達の配慮  <u>避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告等の発令及び伝達に当たっては、以下のことに配慮するものとします。</u>                      (ア)～(ウ) (略)                      カ (略)                      キ 避難行動要支援者の避難行動支援に係る計画                      (ア) (略)                      (イ) <u>個別計画</u>  <u>全体計画に基づき、避難支援等関係者は避難行動要支援者個々の避難計画を作成するものとし、市はその支援を行います。</u>  <u>なお、個別計画の作成に当たっては、避難支援等関係者は個人情報の取り扱いについて十分配慮するものとします。</u></p>	<p>第7節 災害時における要配慮者への対策                      2 避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）                      (1)(2) (略)                      (3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理                      (略)                      ア～エ (略)                      オ 避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達の配慮  <u>避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難指示の発令及び伝達に当たっては、以下のことに配慮するものとします。</u>                      (ア)～(ウ) (略)                      カ (略)                      キ 避難行動要支援者の避難行動支援に係る計画                      (ア) (略)                      (イ) <u>個別避難計画</u>  <u>市は、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成に努めることとし、作成については当該避難行動要支援者の同意を得ることとします。</u>  <u>また、個別避難計画情報の提供については、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において特に必要がある場合を除き、原則、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得ることとします。</u>  <u>なお、個別避難計画情報の提供を受けた者若しくは当</u></p>

No.	頁	行	旧	新															
				<p><u>該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者等は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p>															
4	53	5	<p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策            第1節 避難開始の時期            1 避難開始の基準の設定（危機管理部）            (1) 避難情報の種類  <u>「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の三類型により、避難対策を実施します。</u>            (2) <u>避難勧告等の発令時の状況と居住者等に求める行動</u>  <u>[避難勧告等一覧]</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>居住者等に求められる行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備（※）を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>           ※具体的には、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の準備         </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	居住者等に求められる行動	避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備（※）を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul> ※具体的には、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の準備	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場</li> </ul>	<p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策            第1節 避難開始の時期            1 避難開始の基準の設定（危機管理部）            (1) 避難情報の種類  <u>「避難指示」の発令により、避難対策を実施します。</u>            (2) <u>避難指示発令時の状況と居住者等に求める行動</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報</th> <th>発令時の状況</th> <th>居住者等に求められる行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難指示</td> <td>災害が発生するおそれが高い状況</td> <td>避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する。  <u>具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とする。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	避難情報	発令時の状況	居住者等に求められる行動	避難指示	災害が発生するおそれが高い状況	避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する。 <u>具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とする。</u>
	発令時の状況	居住者等に求められる行動																	
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備（※）を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul> ※具体的には、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の準備																	
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場</li> </ul>																	
避難情報	発令時の状況	居住者等に求められる行動																	
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況	避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する。 <u>具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とする。</u>																	

No.	頁	行	旧	新
			<p>発生する可能性が明らかに高まった状況</p> <p>所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保（※）」を行う。</p> <p>※自宅に留まる「待避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」の行動</p>	
			<p>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>・人的被害の発生した状況</p>	<p>・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</p> <p>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保（※）」を行う。</p> <p>※自宅に留まる「待避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」などの生命を守る最低限の行動</p>
			<p>避難指示 (緊急)</p>	
			<p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）  <u>避難勧告等</u>による避難対象地域は、津波浸水予測地域とします。</p> <p>なお、本市における津波浸水予測地域は、津波対策編で示すとおりです。</p> <p>(1) <u>避難勧告等の発令の判断基準等</u>  <u>避難の勧告、指示等</u>を行う場合、地震、津波の状況に応じ</p>	<p>(3) (略)</p> <p>2 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）  <u>避難情報</u>による避難対象地域は、津波浸水予測地域とします。</p> <p>なお、本市における津波浸水予測地域は、津波対策編で示すとおりです。</p> <p>(1) <u>避難情報発令の判断基準等</u>  <u>避難指示</u>を発令する場合、地震、津波の状況に応じて、次</p>

No.	頁	行	旧	新								
			<p>て、次の基準を基に判断するものとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>避難準備・ 高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で震度5弱以上の揺れを観測し、<u>気象庁より最初の地震と同程度の地震が発生する可能性があると発表されたとき。</u></li> <li>・<u>その他市長が必要と判断したとき。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾予報区に津波警報が発表されたとき。</u></li> <li>・<u>その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢・三河湾津波予報区に<u>大津波警報が発表されたとき。</u></li> <li>・<u>その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</u></li> </ul> </td> </tr> </table> <p>※ なお、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市は事前避難対象地域を設定せず、また直ちに<u>避難勧告等</u>の発令も行いませんが、三重県の対応も踏まえた上で、状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、1週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。</p> <p>※ 津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるとき、地震による強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、津波警報等の発表や<u>避難指示（緊急）</u>の発令を待たず、自発的かつ速やかに避難行動をすることが必要です。</p> <p>※ 「<u>避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月改定）</u>内閣府」に基づく津波警報等発表時の対応については、津波警報等が発表された場合は、堤外に存在する市民等に対して<u>避難指示（緊急）</u>を発令するとともに、<u>堤内の市民等に対しては、避難勧告等</u>の発令</p>	避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で震度5弱以上の揺れを観測し、<u>気象庁より最初の地震と同程度の地震が発生する可能性があると発表されたとき。</u></li> <li>・<u>その他市長が必要と判断したとき。</u></li> </ul>	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾予報区に津波警報が発表されたとき。</u></li> <li>・<u>その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</u></li> </ul>	避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢・三河湾津波予報区に<u>大津波警報が発表されたとき。</u></li> <li>・<u>その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</u></li> </ul>	<p>の基準を基に判断するものとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾津波予報区に津波警報が発表されたとき。</u></li> <li>・伊勢・三河湾津波予報区に<u>大津波警報が発表されたとき。</u></li> <li>・<u>その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</u></li> </ul> </td> </tr> </table> <p>※ なお、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市は事前避難対象地域を設定せず、また直ちに<u>避難情報</u>の発令も行いませんが、三重県の対応も踏まえた上で、状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、1週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。</p> <p>※ 津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるとき、地震による強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、津波警報等の発表や<u>避難指示</u>の発令を待たず、自発的かつ速やかに避難行動をすることが必要です。</p> <p>※ 「<u>避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定）</u>内閣府」に基づく津波警報等発表時の対応については、津波警報等が発表された場合は、堤外に存在する市民等及び堤内の市民等に対して、<u>避難指示</u>の発令を検討することとします。</p>	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾津波予報区に津波警報が発表されたとき。</u></li> <li>・伊勢・三河湾津波予報区に<u>大津波警報が発表されたとき。</u></li> <li>・<u>その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</u></li> </ul>
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で震度5弱以上の揺れを観測し、<u>気象庁より最初の地震と同程度の地震が発生する可能性があると発表されたとき。</u></li> <li>・<u>その他市長が必要と判断したとき。</u></li> </ul>											
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾予報区に津波警報が発表されたとき。</u></li> <li>・<u>その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</u></li> </ul>											
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢・三河湾津波予報区に<u>大津波警報が発表されたとき。</u></li> <li>・<u>その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</u></li> </ul>											
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾津波予報区に津波警報が発表されたとき。</u></li> <li>・伊勢・三河湾津波予報区に<u>大津波警報が発表されたとき。</u></li> <li>・<u>その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</u></li> </ul>											

No.	頁	行	旧	新
			を検討することとします。	
5	58	11	<p>第3節 自主的な避難</p> <p>2 避難開始の基準づくり（危機管理部、各総合支所）</p> <p>市は、津波災害や地震による二次災害の発生が予測される場合などに、それらの地域を対象として避難勧告等を発令し、避難を呼びかけますが、地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能な場合もあります。また、住民それぞれによって避難に要する時間が異なることから、住民が訓練等を通じて導き出した「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難行動要支援者と一緒に避難する取組を進めようとするものです。</p> <p><u>避難開始の基準は、避難行動要支援者と一緒に避難する体制が求められていることから、「避難準備・高齢者等避難開始」段階と「避難勧告」段階、「避難指示（緊急）」段階に分けて設定（第3章第1節1 避難開始の基準の設定参照）するとともに、「沿岸部」と「内陸部」等のように地域の特性に応じて適切に判断するものとします。</u></p> <p><u>住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始の基準を作り、地域で共有します。過去に実際に起きた地震や津波の体験などから住民同士で話し合っ</u>て避難開始の基準をつくりま</p>	<p>第3節 自主的な避難</p> <p>2 避難開始の基準づくり（危機管理部、各総合支所）</p> <p>市は、津波災害や地震による二次災害の発生が予測される場合などに、それらの地域を対象として避難指示を発令し、避難を呼びかけますが、地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能な場合もあります。</p> <p><u>住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始の基準を作り、地域で共有します。過去に実際に起きた地震や津波の体験などから住民同士で話し合っ</u>て避難開始の基準をつくりま</p> <p>また、住民それぞれによって避難に要する時間が異なることから、住民が訓練等を通じて導き出した「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難行動要支援者と一緒に避難する取組を進めます。</p>
6	100	14	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害時応急活動</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達</p> <p>5 地震・津波に関する情報等の伝達</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <p>気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市は事前避難対象地域を設定せず、また直ちに避難勧告等の発令も行いませんが、三重県の対応も踏まえた上で、状況に応じた配備体制をとり、防災行政無線や防災情報メー</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害時応急活動</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達</p> <p>5 地震・津波に関する情報等の伝達</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <p>気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市は事前避難対象地域を設定せず、また直ちに避難情報の発令も行いませんが、三重県の対応も踏まえた上で、状況に応じた配備体制をとり、防災行政無線や防災情報メール</p>

No.	頁	行	旧	新
			ル等を活用し、市民に対し、1週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。	等を活用し、市民に対し、1週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。
7	106	表中	<p>第6節 避難対策活動</p> <p>○ 南海トラフ地震等大規模地震発生時には多数の被災者が生じることが想定されます。市は、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を速やかに発令し、誘導を行います。また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝えます。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 避難対策活動</p> <p>○ 南海トラフ地震等大規模地震発生時には多数の被災者が生じることが想定されます。市は、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、<u>避難指示</u>を速やかに発令し、誘導を行います。また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝えます。</p> <p>(略)</p>

No.	頁	行	旧	新
			<div style="text-align: center;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ <u>避難指示（緊急）等の根拠法と実施責任者</u>（略）</p> <p>1 住民の避難（危機管理部、各総合支所）            (1) (略)            (2) <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>による避難  <u>避難勧告及び避難指示（緊急）が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速</u></p> </div>	<div style="text-align: center;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ <u>避難指示の根拠法と実施責任者</u>（略）</p> <p>1 住民の避難（危機管理部、各総合支所）            (1) (略)            (2) <u>避難指示発令による避難</u>  <u>避難指示が発令された対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避</u></p> </div>



No.	頁	行	旧	新																								
			<p>に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>4 避難準備・高齢者等避難開始 (危機管理部)</u></p> <p>市は、津波警報や地震に関する情報等により、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階に発令し、要配慮者等を伴い避難を開始することを促します。</p> <p><u>5 避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>災害の種類</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長 (<u>勧告・指示</u>)</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害全般</td> <td>市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの<u>勧告及び指示</u>に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><u>6 避難の一般的基準</u></p> <p><u>避難の勧告又は指示</u>は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>7 災害対策基本法第60条に基づく「避難勧告」又は「避難指示(緊急)」 (危機管理部)</u></p> <p>(1) <u>避難勧告又は避難指示 (緊急)</u></p>	実施者	災害の種類	要件	根拠法令	市長 ( <u>勧告・指示</u> )	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条	知事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの <u>勧告及び指示</u> に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法第60条	<p>難します。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>4 避難のための立ち退きの指示の権限</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>災害の種類</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長 (指示)</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害全般</td> <td>市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><u>5 避難の一般的基準</u></p> <p><u>避難指示</u>は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>6 災害対策基本法第60条に基づく「避難指示」 (危機管理部)</u></p> <p>(1) <u>避難指示</u></p>	実施者	災害の種類	要件	根拠法令	市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条	知事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法第60条
実施者	災害の種類	要件	根拠法令																									
市長 ( <u>勧告・指示</u> )	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条																									
知事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの <u>勧告及び指示</u> に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法第60条																									
実施者	災害の種類	要件	根拠法令																									
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条																									
知事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法第60条																									

No.	頁	行	旧	新
			<p><u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>は、次の内容を明示して行います。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>の対象となる地域</p> <p>ウエ（略）</p> <p>(2) 避難誘導</p> <p>ア 市は、<u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>を発令したときは、警察や自主防災組織、自治会等の協力を得て、あらかじめ定めた避難誘導計画に基づき、迅速に避難行動要支援者を含めた住民の避難を実施するよう広報活動を行います。この際、伊勢湾ヘリポートと津市防災物流施設との連携による被災者救護等を推進します。</p> <p>イウ（略）</p> <p>(3) <u>避難勧告等</u>の判断に関する関係機関の助言（法第 61 条の 2）</p> <p><u>避難勧告等</u>の発令の判断に際しては、専門的な知識や詳細なデータを保有している指定行政機関や三重県に助言を求めます。<u>避難勧告等</u>の判断基準を設定する際には、これらの機関に協力を求めます。</p> <p>9 <u>避難指示（緊急）等</u>の伝達方法（政策財務部、危機管理部、消防本部）</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 同報系防災行政無線により伝達する場合には、チャイム又はサイレン音の後、<u>避難勧告等</u>に関する情報を音声で伝達することとし、そのパターンは以下のとおりとします。なお、音声伝達文例は、別途定めます。</p>	<p><u>避難指示</u>は、次の内容を明示して行います。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>避難指示</u>の対象となる地域</p> <p>ウエ（略）</p> <p>(2) 避難誘導</p> <p>ア 市は、<u>避難指示</u>を発令したときは、警察や自主防災組織、自治会等の協力を得て、あらかじめ定めた避難誘導計画に基づき、迅速に避難行動要支援者を含めた住民の避難を実施するよう広報活動を行います。この際、伊勢湾ヘリポートと津市防災物流施設との連携による被災者救護等を推進します。</p> <p>イウ（略）</p> <p>(3) <u>避難指示発令</u>の判断に関する関係機関の助言（法第 61 条の 2）</p> <p><u>避難指示</u>発令の判断に際しては、専門的な知識や詳細なデータを保有している指定行政機関や三重県に助言を求めます。</p> <p>また、<u>避難指示発令</u>の判断基準を設定する際には、これらの機関に協力を求めます。</p> <p>8 <u>避難指示</u>の伝達方法（政策財務部、危機管理部、消防本部）</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 同報系防災行政無線により伝達する場合には、チャイム又はサイレン音の後、<u>避難指示</u>に関する情報を音声で伝達することとし、そのパターンは以下のとおりとします。なお、音声伝達文例は、別途定めます。</p>

No.	頁	行	旧	新												
			<p>&lt;避難勧告等のチャイム及びサイレンパターン&gt;</p>													
			<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">内容</th> <th style="width: 80%;">サイレン等パターン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     避難準備・高齢者等避難開始                      (チャイム音+音声放送)                 </td> <td style="text-align: center;">                     「上り4音チャイム」×2回                      (音声放送後は「下り4音チャイム」×1回)                 </td> </tr> <tr> <td>                     避難勧告                      (サイレン音+音声放送)                 </td> <td style="text-align: center;"> <p>【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 × 2回 【5秒】 (6秒) 【5秒】</p> </td> </tr> <tr> <td>                     避難指示(緊急)                      (サイレン音+音声放送)                 </td> <td style="text-align: center;"> <p>【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 × 2回 【3秒】 (2秒) 【3秒】 (2秒) 【3秒】</p> </td> </tr> </tbody> </table>	内容	サイレン等パターン	避難準備・高齢者等避難開始 (チャイム音+音声放送)	「上り4音チャイム」×2回 (音声放送後は「下り4音チャイム」×1回)	避難勧告 (サイレン音+音声放送)	<p>【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 × 2回 【5秒】 (6秒) 【5秒】</p>	避難指示(緊急) (サイレン音+音声放送)	<p>【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 × 2回 【3秒】 (2秒) 【3秒】 (2秒) 【3秒】</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">内容</th> <th style="width: 80%;">サイレンパターン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     避難指示                      (サイレン音+音声放送)                 </td> <td style="text-align: center;"> <p>【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 × 2回 【5秒】 (6秒) 【5秒】</p> </td> </tr> </tbody> </table>	内容	サイレンパターン	避難指示 (サイレン音+音声放送)	<p>【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 × 2回 【5秒】 (6秒) 【5秒】</p>
内容	サイレン等パターン															
避難準備・高齢者等避難開始 (チャイム音+音声放送)	「上り4音チャイム」×2回 (音声放送後は「下り4音チャイム」×1回)															
避難勧告 (サイレン音+音声放送)	<p>【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 × 2回 【5秒】 (6秒) 【5秒】</p>															
避難指示(緊急) (サイレン音+音声放送)	<p>【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 × 2回 【3秒】 (2秒) 【3秒】 (2秒) 【3秒】</p>															
内容	サイレンパターン															
避難指示 (サイレン音+音声放送)	<p>【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 × 2回 【5秒】 (6秒) 【5秒】</p>															

No.	頁	行	旧	新
			<p>(6) 広報の伝達系統は、下図のとおりです。</p>	<p>(6) 広報の伝達系統は、下図のとおりです。</p>
8	145	6	<p>第19節 住宅の応急確保対策</p> <p>4 住宅の応急修理 (健康福祉部、建設部)</p> <p>災害のため住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活が営めない状態であり、かつ、自らの資力では応急修理をすることができない者 (世帯単位) に対して、市は、災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。</p> <p>費用の限度は、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表のとおりとし、期間については、原則、災害発生の日から<u>1</u>カ月以内とします。</p>	<p>第19節 住宅の応急確保対策</p> <p>4 住宅の応急修理 (健康福祉部、建設部)</p> <p>災害のため住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活が営めない状態であり、かつ、自らの資力では応急修理をすることができない者 (世帯単位) に対して、市は、災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。</p> <p>費用の限度は、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表のとおりとし、期間については、原則、災害発生の日から<u>3</u>カ月以内とします。<u>1</u>カ月を超えると見込まれる方に対して</p>

No.	頁	行	旧	新
				<p>は、応急修理完了までの一時的な住まいとして民間賃貸住宅を災害被災者用住宅として可能な限り活用します。</p> <p>※ 個別の災害によって逐次特例の連絡が内閣府から発出。事前に内閣府と特別協議の上、認められた場合。</p>
9	168	23	<p>第 27 節 災害救助法の適用 (新設)</p>	<p>第 27 節 災害救助法の適用</p> <p><u>3 非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用</u></p> <p>災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置したときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用が可能となったため、県知事と緊密に連携し、速やかに所定の手続きを行います。</p>
10	171	10	<p>第 2 章 自衛隊の災害派遣</p> <p>第 2 節 派遣部隊の受入れ体制</p> <p>1 派遣部隊の受入れ体制の確立 (危機管理部)</p> <p>(1) 派遣部隊の受入れ体制 (略) ア～オ (略) (新設)</p> <p>(2)(3) (略)</p>	<p>第 2 章 自衛隊の災害派遣</p> <p>第 2 節 派遣部隊の受入れ体制</p> <p>1 派遣部隊の受入れ体制の確立 (危機管理部)</p> <p>(1) 派遣部隊の受入れ体制 (略) ア～オ (略)</p> <p><u>カ 新型コロナウイルス感染症対策のための適切な空間の確保</u></p> <p>(2)(3) (略)</p>